

未熟児の養育医療の給付

※本事業は平成25年4月1日より市町村へ権限が移譲され、市町村が実施主体となります。

3月末までに治療を受ける場合は福島県の保健福祉事務所に申請してください。

4月1日以降に該当になる場合は、お住まいの市町村に申請してください。

1 養育医療の対象

出生体重2,000グラム以下などで、医師が入院して養育することが必要であると認められた福島県に居住している（郡山市といわき市を除く）乳児（0歳児）を対象として、養育に必要な医療費の給付を行います。

ただし、養育医療指定医療機関で入院した場合のみ対象としています。

2 医療費の給付

医療費は、直接医療機関へ支払われますが、乳児と同一世帯である扶養義務者全員の所得税額に応じた自己負担金がかかります。

自己負担金は、後日県へお支払いいただきます。

なお、県にお支払いいただいた自己負担金は、各市町村の乳幼児医療制度で還付されます。

3 申請の手続き

住所地の保健福祉事務所の窓口で申請します。

①～③の書類の様式は、保健福祉事務所の窓口でお渡しします。

【必要書類】

- ① 養育医療給付申請書
- ② 養育医療意見書（主治医に記入してもらう）
- ③ 世帯調書
- ④ 健康保険証の写し
- ⑤ 所得税額証明書等

提出していただく所得税額等の証明書類は次のとおりです。

所得税等の状況	提出する書類	発行先	
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書	各市町村福祉担当課	
自営業の方（確定申告をしている場合）	確定申告書の控え （税務署等の受付印のあるもの）	税務署	
会社等に勤務し、給与支払を受けている方	給与所得だけの場合 （確定申告なし）	源泉徴収票	勤務先の会社
	給与所得だけの場合 （確定申告あり）	確定申告書の控え （税務署等の受付印の	税務署

	給与所得と事業所得 の両方がある場合	あるもの)	
上記証明書の取れない方		市町村民税の課税証明 書又は非課税証明書	当該年の1月1日に 住所があった市町村

※ 源泉徴収票又は確定申告書において所得税が0円である場合には、そのほかに市町村民税課税証明書又は非課税証明書の提出が必要になります。

※ 市町村民税の非課税証明書は申請年の1月1日に住所があった市町村役場で発行できます。

未熟児の養育医療給付にかかる問い合わせ先

詳細については、下記までお問い合わせください。

保健福祉事務所(保健所) 担当窓口	管轄する地域	電話番号
県北保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	福島市、二本松市、伊達市 本宮市、伊達郡、安達郡	024-534-4155
県中保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	須賀川市、田村市、岩瀬郡、 石川郡、田村郡	0248-75-7810
県南保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	白河市、西白河郡、東白川郡	0248-22-5647
会津保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	会津若松市、喜多方市、 耶麻郡、河沼郡、大沼郡	0242-29-5278
南会津保健福祉事務所 保健福祉課	南会津郡	0241-63-0305
相双保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	相馬市、南相馬市、相馬郡、 双葉郡	0244-26-1134
郡山市 こども課	郡山市	024-924-2525
いわき市保健所 地域保健課	いわき市	0246-27-8597



